

電波監理審議会（第1105回）議事要旨

1 日時

令和4年9月1日（木）15：00～16：52

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

日比野 隆司（会長）、笹瀬 巖（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、矢嶋 雅子

(2) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

小笠原 陽一（情報流通行政局長）、山崎 良志（大臣官房審議官）、林 弘郷（総務課長）、
鎌田 俊介（国際放送推進室長）

（総合通信基盤局）

竹村 晃一（総合通信基盤局長）、豊嶋 基暢（電波部長）、近藤 玲子（総務課長）、
荻原 直彦（電波政策課長）、渡部 祐太（電波政策課企画官）

(4) 事務局

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

宮澤 茂樹（総合通信基盤局総務課課長補佐）

4 議事模様

(1) 議決事項

審理官の人事

総務大臣から電波法第99条の14第3項の規定に基づき、審理官を任命することについて議決を求める旨の要請があったため、議決した。

(2) 諮問事項（総合通信基盤局）

電波法施行規則等の一部を改正する省令案（「電波法及び放送法の一部を改正する法律」の施行に伴う制度整備）（諮問第22号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）の公布後9月以内に施行する部分に係る電波法施行規則等の制度整備について諮問するもの。

(3) 報告事項（総合通信基盤局）

周波数再編アクションプラン（令和4年度版）（案）について、総務省から報告があった。

(4) 諮問事項（情報流通行政局）

放送法施行規則の一部を改正する省令案（「電波法及び放送法の一部を改正する法律」の施行に伴う制度整備）（諮問第23号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）の公布後9月以内に施行する部分に係る放送法施行規則の制度整備について諮問するもの。

(5) 審議事項

有効利用評価方針について、学識経験者を交えて審議を行った。

（文責：電波監理審議会事務局）